

淀川水系ダム事業費等監理委員会規約

第１条（名称等）

本会は、「淀川水系ダム事業費等監理委員会」（以下「委員会」という）と称し、近畿地方整備局大戸川ダム工事事務所及び独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社が設置する。

第２条（目的）

ダム等建設事業は、調査計画段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工等を経て完成に至るプロジェクト型事業であり、集中的な予算投資と効率的な工程管理が求められる。また、用地補償などの地元調整や他機関との事業調整などを必要とすることから、調査着手から完成まで長時間を要するため、その間の事業進捗や社会情勢の変化により、事業の内容や工法等の見直しや総事業費の見直しが必要となることがある。

一方、公共事業は、社会情勢の変化をふまえ一層の効率的な事業実施やコスト縮減等が求められる状況となっており、工程管理や事業調整等による事業費の縮減に取り組んで行くことが事業者課せられた責務となっている。

上記のことを鑑み、大戸川ダム建設事業のコスト縮減策やその実施状況、工事工程の進捗状況等について助言を得ることを目的として淀川水系ダム事業費等監理委員会を設置するものである。

なお、丹生ダム建設事業の廃止に伴う整備※についても、コスト縮減策やその実施状況、工事工程の進捗状況等について助言を得ることとする。

第３条（所掌事務）

委員会は淀川水系のダム建設事業について、以下の事項について意見と助言を述べるものとする。

- １）コスト縮減策等事業費の監理
 - ① 今後の全体事業計画
 - ② 事業の主たる工種（本体構造、付替道路 地すべり対策、環境対策等）の事業内容
- ２）毎年の事業進捗
 - ① 事業の主たる工種の進捗状況
 - ② 用地補償の進捗状況

第４条（委員会）

- １）委員会の委員は、別紙－１のとおりとし、大戸川ダム工事事務所長、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長が委嘱する。
- ２）委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
- ３）委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- ４）委員長は委員会の会議を進行し総括する。

- 5) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職を代理する。
- 6) 委員長は委員会を招集し、開催する。
- 7) 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 8) 関係機関等（関係府県および利水予定者）は、オブザーバーとして委員会に参加することができるものとする。

第5条（委員会の公開）

委員会の議事は非公開とし、その結果を公表する。

第6条（事務局）

事務局は、近畿地方整備局河川部、大戸川ダム工事事務所、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社に置くものとする。

第7条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

※丹生ダム建設事業の廃止に伴う整備とは、丹生ダム建設事業の廃止に伴い追加的に必要となる工事等をいう。

付則

（施行期日）

この規約は、平成21年7月17日から施行する。

平成24年7月30日一部改正

平成25年7月30日一部改正

平成27年7月28日一部改正

平成28年8月2日一部改正

平成28年9月26日一部改正

平成29年6月1日一部改正

平成30年7月30日一部改正

令和元年9月30日一部改正

令和3年11月26日一部改正

令和5年8月4日一部改正

令和6年7月29日一部改正

別紙— 1

淀川水系ダム事業費等監理委員会 委員名簿（50音順）

氏名	所属等
岸田 潔	京都大学大学院 工学研究科 教授
角 哲也	京都大学防災研究所 水資源環境研究センター 特定教授
野村 良一	立命館大学 経済学部 経済学科 教授
深川 良一	立命館大学 総合科学技術研究機構 招聘教授
水草 浩一	国立研究開発法人土木研究所 河道保全研究グループ 上席研究員